

第29回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

議 題 「成年後見制度について」

1 開催日時

平成27年7月15日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 委員

諫山邦子，石原誠二，北山幸徳，佐藤智昭，柴田香織，多田摩由美，土井英昭，中川潤一，樋口裕晃，三輪篤志（50音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

堤隆介（首席家庭裁判所調査官），堀江優子（家庭裁判所首席書記官），井川雅寛（家庭裁判所事務局長），

(3) 庶務

石田正人（地方裁判所事務局総務課長），新川高広（地方裁判所事務局総務課課長補佐），水島康雅（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

(2) 成年後見制度について

成年後見制度についてのDVDを視聴し，裁判所から成年後見事件の運用状況等について説明した後，DVD及び説明に対する質疑応答が行われた。質疑応答終了後，「利用しやすい成年後見制度」のために改善すべき事項やそのための方策について意見交換を行った（質疑応答及び意見交換の要旨は，別紙「発

言要旨」のとおり)。

(3) 次回開催日時及び議題

平成28年2月24日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

議題 裁判所における防災に関する取組について

(地方裁判所委員会と合同開催)

(別 紙)

発言要旨

1 質疑応答

委員： 後見制度支援信託について、どのぐらいの財産があった場合、信託を利用すべきと裁判所は考えているのか。

説明者： 信託を利用する場合には手数料等が必要となる場合があるため、多くは1,200万円以上の財産がある場合に利用を検討している。ただし、当庁では500万円以上の財産がある場合においても信託の利用が可能であれば、利用を検討することとしている。

委員： 民生委員協議会は、後見人の育成につき努力しており、釧路市社会福祉協議会が行っている「釧路市『市民後見人養成講座』」に協力している。同講座の今年度の講習は、7月から始まり10月までに9回の講習を行う予定で、39人が受講している。これまでに75人ぐらいが受講しているが、実際に後見人として活動できるのは、四十四、五人ぐらいというのが現状である。

民生委員が後見人として担当するのは、信託を利用するような方ではなく、生活保護受給者など所得の低い方がほとんどであるが、後見人には一人でも多くの方になってもらいたいとお願いしている。そのような中で、現在、民生委員の資格を持って後見人としての活動をしているのは5人しかいないが、一人あたりの担当数は3人から5人であり、5人を担当している者は、提出書類も多く大変であると話していた。

私たちは市町村長から後見人を依頼されるが、報酬はほとんどなく、ボランティアに近いので、苦勞して講習を受けて後見人になることができるようになったとしても、実際に後見人の仕事を行うとなると辞退する方がいる。この問題については、法律の問題であるため、上の方でしっかりと対応をしてもらわなければならないと強く感じているが、なかなか進んでいないのが現状である。

また、後見人は、低額とはいえ金銭を扱うため、責任が大きいことから辞退される方もいる。法テラスからも後見人となる方を増やすようお願いされており、高齢者が急増している現在においては、しっかり取り組んでいかねば、大変な事態になってくる問題であると考えている。

被後見人が亡くなった場合の処理については、これまでに民生委員が後見人を担当した被後見人で亡くなった方は3人いたが、すべて適正に処理がされていることが確認できている。以上が民生委員協議会の現状である。

2 意見交換

委員長： 日常の生活から成年後見制度は広く国民に知られていると感じられるが、裁判所としてやるべきことがあるのかについて皆様の御意見を伺いたい。また、皆さまの周りで成年後見制度を利用されている方や利用を考えている方、あるいは、制度をご存じないために困っている状況にあるような方と接したり、相談を受けたり、成年後見制度の利用についてアドバイスをされたりする事例は多くあるか。

委員： 社会福祉士会では、平成12年に成年後見制度ができたときから法定後見人を受任している。私自身は現在3人受任しており、これまでトータルで5人受任した。あわせて、釧路と根室地区の社会福祉士会の後見担当委員となっているため、その地区の相談窓口として、会員及び非会員の後見人からの相談を受けている。

後見人からの相談内容は基本的な事柄が多く、例えば、医療行為に対する同意についてどうすればよいのか、被後見人が亡くなった場合にどこまで処理を行えばよいのかという内容が多かったが、皆さん事例をこなしていくうちに解決できるようになっている。医療機関においても成年後見制度を理解される方が多くなってきた。

しかし、近頃、相談内容が変わってきた。実際に後見人を引き受けたら、本当に後見が必要なのか、困っているのは事業所、施設、ケアマネ

ージャーなのではないかという事例が多い。成年後見制度について、きちんと理解されていない場合があり、例えば財産管理が後見人の手に渡るとか、報酬が発生する事についてきちんと説明されずに申立てがされた場合、後見人と親族との間でトラブルが生じる。その責任はどこにあるかという点、親族が申し立てた場合は先ほどのDVDで説明がされているが、市町村が申し立てた場合、説明をするのは、ケアマネージャーや施設の方が多く、きちんと説明している方が少ないという感触がある。

実際に後見人が選任された場合に大変な思いをするのは後見人であるため、この意識啓発を社会福祉士会でも取り組んで行かねばならないという思いがある。各地で講演する機会があつて説明する際には、専門家をお願いした方がよいといっている。以前は、各事業所の相談員の方などに成年後見制度について説明をして広めてほしいと言っていたが、最近では慎重になっている。

最終的な後見監督は家庭裁判所が行うため、私たちも最終的には家庭裁判所に相談するが、これからは事業所単位で取り組んでいく必要があるのではないかと社会福祉士会としても考えている。

委員： 日常の診療中で、アルツハイマー型認知症などによる認知症の方がここ5年ぐらいの間にもものすごい勢いで増えている印象がある。判断能力が不十分になってしまった方を社会的にサポートしたり、支援したりして保護する成年後見制度は、医療側から見ても頼りになり、社会的にとっても大切なものであると感じている。

医師として成年後見制度に関わる部分は、申立書にある後見用の診断書作成の部分であると考えられるが、私自身は後見用の診断書を書いたことはない。認知症の診断は、MRIやCTスキャンなどによる検査やMMSE、長谷川式などの簡易な検査などを行い、さらに問診をするが、実際に診断して治療するとなると簡易な検査だけでは難しい。そのため、それなりに大きな病院へ行って専門医の診察を受けていただき、状況に

応じた治療戦略を練ってもらおうというのが、今のところ現場で行われていることである。

ただし、患者数がどんどん増えてくると専門医も忙しいことから、かかりつけ医である我々も後見用の診断書を書くことはあり得る。実際に、精神鑑定まで行う例は少なく、9割以上は後見用の診断書でまかなわれているとのことであるので、我々もスキルアップをして後見用の診断書を書けるようにしたいが、後見用の診断書の内容をみると迷うところはある。診断書の項目に印を付けるというのは勇気がいることであり、成年後見制度は金銭が絡むところもあり、後に診断書の記載に整合性を問われる可能性があるため慎重にならざるを得ない。そのため、専門以外の医師には、後見用の診断書の作成や精神鑑定を行うことを躊躇している人がいると考えられるが、そのような誤解を解くことや医師に対する啓蒙を少しずつやっていけばよいのではないかと感じている。

昨年7月頃、星が浦の認知症疾患医療センターが北海道の指定を受けた。そこには高度な機器が備えられ、介護関係も包括支援センターがあり、また、かかりつけ医との連携や認知症に対する啓蒙活動の役割を担っている。そのような専門機関とかかりつけ医が連携し、後見用の診断書の作成を含め、認知症の診断、治療に積極的に関わっていくのが、医師の立場として成年後見制度に貢献できることと思う。

委員： 釧路町の平成27年3月末時点の現状は、全人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合は23.80パーセント、75歳以上の高齢者が占める割合は10.76パーセント、認知症の高齢者数は約500人、要介護認定者数は約800人となっている。

釧路町の成年後見制度における町長申立ては、平成20年が1件、平成21年から平成24年までそれぞれ3件、平成25年が5件、平成26年が2件、平成27年が現在のところ1件となっている。

平成26年から町民のために成年後見制度を活用していこうというこ

とで、専門職後見人や関係部局と協働して、町民の後見人の養成を行っている。初年度の平成26年は一般町民10人が約5か月間にわたる講座を受講し、うち9人が修了した。修了した9人のうち、後見活動を行うために登録をした者は6人である。今年度の5月に後見開始審判の申立てを行った事案において、釧路町では初となる町民後見人が選任されて2人が活動を始めたところであり、新聞にも掲載された。

今後は町民後見人が安心して継続的に後見活動を行うことができるよう、町の地域包括支援センターをはじめ、関係専門職等と協働してサポート体制の整備を図っていこうと考えている。また、今後も引き続き、町民後見人の養成講座を開設することになっており、候補者として推薦していく予定である。

委員長： 町民の方々から成年後見制度の相談を受ける専門の担当者や専用の窓口などはあるのか。

委員： 福祉センターの福祉課と介護高齢者課で障がい者と高齢者の相談を受けている。

委員長： 高齢化が進む社会の中で、裁判所も体制作りをして行かねばならないが、成年後見制度について、裁判所としてどのように取り組んでいけばよいか御助言、御意見などをいただきたい。

委員： 福祉センター事務所などに裁判所の職員に来ていただいて、成年後見制度の説明などを行っていただきたい。これまでもお願いしたことがあるが、日程が折り合わず実現できていないため、この機会にぜひお願いしたいところである。

委員： 市民後見人について裁判所から広くPRし、裁判所がこのようなことを行っていると教えていただければ町としての活動も行いやすい。

委員： 報酬に関しては、後見活動には身上監護と財産管理という2つの柱があるが、身上監護は数値化が難しいところがあり、身上監護の面でどれほどトラブルがあったとしてもそれを報酬に反映してもらうことが難し

いという現実がある。これまでは社会福祉士の倫理として受け止めていたという部分がある。

報酬付与については、平成27年5月に札幌家裁から社会福祉士会の北海道事務所に報告書の参考書式が示された。その際、札幌家裁からは、身上監護に関する報告はいらぬと言われ、社会福祉士会でも議論をしているところである。

この取扱いを道内の家裁で統一化すると聞いているが、釧路家裁でも身上監護の報告は省略という方向で動いていると考えて良いのか。

説明者： 後見事務報告については、事務報告書、財産目録、通帳等の写しを提出していただくことを考えており、事務報告書は道内で同じ様式を使用することを考えている。

身上監護の報告はいらぬという趣旨ではなく、大変な部分について報告していただければ良く、従前のような細かいところまで記載した詳細な報告書までは必要がないという趣旨である。

委員： 社会福祉士は相談員として働いている者が多く、日誌を付けることが多い。訪問先でどのような話をしたか日誌を付けておくのが良いといわれており、その日誌により、後日、家族や事業者から説明を求められた際の備忘となっている。その日誌をどこまで省略して、家庭裁判所に報告すればいいのかが、これからの課題になると思っている。最低ラインとしては、法律行為に結びついた身上監護は必ず報告するように指導しているが、統一するのに時間がかかるので、もし報告書の書式を統一しなければならぬのであれば社会福祉士会の支部長まで連絡していただきたい。

委員： 先ほど生活保護受給者を担当した場合、報酬がほとんどないという話があったが、釧路町の報酬助成制度とは、町から報酬が出ているということなのか。

委員： 生活保護受給者のみならず、財産が少ない方の場合、家庭裁判所から

報酬付与の審判を受け、それを釧路町へ持って行くと町から報酬を受け取ることができる。その場合、後見人から申請をする必要があり、通帳の残高の写しなどを添付して提出する。釧路町では早くから始まっており、釧路市でも最近始まったと聞いている。最低限の報酬は出るようになっている。

委員：このような報酬制度のことを皆さんが理解すると、市民後見人も少しずつ広がっていく可能性があるのではないかと思う。

委員：税理士会が後見人を推薦するための要件は、保険に入っていること、講習を受けていることの2点であるが、他の団体は保険に入っているのか。

委員：社会福祉士会では保険は強制加入となっており、後見用の団体保険に入っている。1年間の研修を受けた後、社会福祉士会の事務局に登録し、後見人を受任する際に保険に入る。

委員：税理士会の推薦が伸びない理由として、あらかじめ保険に入っていないと推薦をしないということがあげられる。研修を受けている者も少ないが、後見人になってもならなくても保険には入らなければならない現在の制度を変えていかねばならないかと考えている。

報酬については、税理士会として助成制度があるので、推薦が伸びるように積極的にやっつけていかねばならないと考えている。

マイナンバーが10月から導入されるが、住民票を施設においでいる方々がいる。この方々についてはマイナンバーが施設に届くことになるが、マイナンバーの管理を誰がするのかという問題がある。マイナンバーは重要な個人情報であり、裁判所はどのように考えているか。

説明者：マイナンバーの管理については、当庁においては現段階で特別に検討はしていない。

委員長：裁判所の委員から意見等はないか。

委員：日々のご苦勞がある中で、成年後見制度について御負担をおかけして

いるが、御協力いただき感謝申し上げます。先ほど事務報告書の書式の統一のお話があったが、的確に後見事務が行われているか裁判所が把握するためのものである。身上監護についても、必要に応じて提出していただきたいと思う。

委員長： 全国的に見て、後見人の不正が散見される場所であるが、裁判所としても、今後、成年後見事件が増えると予想される中で、後見監督をどのように行っていくか、実効的な監督方法を全国的に検討している。

後見制度支援信託の活用も一例であるが、まだまだ議論していかねばならない。成年後見制度を活用して、高齢者の財産が適正に管理されるようになれば良いと考えており、今後も御支援をいただきたい。

以 上